



いわみ

社協だより

令和元年6月発行 第88号

発行所：岩美町社会福祉協議会

所在地：鳥取県岩美郡岩美町浦富 645 番地

TEL (0857)72-2500 FAX (0857)72-3811

メールアドレス

iwamishakyo@abelia.ocn.ne.jp

ホームページ

https://www.shakyo.or.jp/hp/1319/

福祉で町づくり



あったかハートサロンの様子《関連記事 7P》

岩美町社会福祉協議会

令和元年度 基本方針

我が国の人口減少、少子高齢化、核家族化は年々拍車がかかり、その社会構造の変化から、政治、経済、文化をはじめとするあらゆる社会の仕組みが大きく変わろうとしています。

また、地域社会においても、経済的困窮や権利侵害、虐待、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、生きづらさを抱える人々が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

こうした情勢の中にあつて、本協議会においては、住民と向かうべき方向性を共にし、これまでの地域福祉活動や個別支援活動の実績をもとに、社会福祉協議会としての特性を活かしながら、住民自身が地域の様々な生活課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、今まで以上に地域福祉の取り組みを強く推進していく必要があると考えています。

一方、介護サービス事業においては、介護保険制度の改正、並びに介護報酬の見直しによって、事業収入は減少傾向にあるとともに、サービスの担い手である人材の確保も非常に困難で厳しい状況にはありますが、本協議会が行っている意義を十分に考える中で、出来る限り柔軟な対応を目指し、利用される方々の状態に少しでも正確に対応できるよう、職員の技術の向上を図ることは勿論のこと、効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、質の高い福祉サービスを提供するよう努めて参ります。

そして、本協議会は、住民によって組織されている開かれた団体として、地域や住民の信頼に応える社会福祉法人の在り方を実現するために、地域における公益的な取り組みの実施に向けて研究を深め、社会福祉協議会として求められている責務を最大限に果たせるよう、役職員一丸となって、多様な関係者と連携・協働し、地域福祉が発展していくよう様々な取り組みを推進していきます。



この広報誌は赤い羽根共同募金の配分を受けています。

令和元年度 事業計画 (概要)

岩美町社会福祉協議会は、『誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり』を目指して、地域福祉を推進する中核的役割を担う民間組織として、住民の福祉ニーズを的確にとらえ、課題解決に向け、住民と共に考え、住民がより安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

重点目標



1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
2. 第3次岩美町地域福祉活動計画の推進
3. 生活困窮者自立支援制度の推進と各種相談・貸付事業の実施
4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
6. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進
7. 介護保険事業の推進
8. 障害福祉サービスの推進
9. 指定管理者制度における『たきさん温泉』の管理運営

主な実施事業

4. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発

- ボランティアセンターの機能強化
 - ◇ 高齢者ファミリー・サポート・システム（生活援助型）事業の推進
 - ◇ 団塊の世代に対する地域福祉ボランティア活動講座の開催
 - ◇ 福祉の心を育てる教育の振興
- 生活支援サービスの開発
 - ◇ 高齢者等の生活を地域で支える仕組みの検討
 - ◇ 生活サポーター養成講座の開催
 - ◇ 誰もが集える居場所モデル「井戸端カフェらっと」の開設
 - ◇ テレビ会議システム「楽集ネットワーク」の機材貸出し【新規】

5. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携

- 地域におけるネットワークづくりの推進
 - ◇ 地区別福祉座談会の開催
- 地域見守りネットワーク活動の推進
 - ◇ 愛の輪推進員活動の推進
 - ◇ あんしんコール活動の実施
 - ◇ 救急キット配布事業の実施
 - ◇ 要援護者台帳システムの活用
 - ◇ 住民支え合い活動の推進（意識啓発、支え愛マップの作成）
 - ◇ 見守りネットワーク活動支援事業の実施
- 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動の推進
- 福祉関係団体への活動推進
 - ◇ 岩美町老人クラブ連合会
 - ◇ 岩美町赤十字奉仕団
 - ◇ 岩美町身体障害者福祉協会
 - ◇ 岩美町共同募金委員会

1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進

- 社協基盤の強化と、福祉活動に積極的に取り組むための役職員等の研修
- 職員として必要とされる資質や社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるための研修への参加と、業務推進の適格な執行
- 会計処理システムの的確な運用
- 広報活動の推進

2. 第3次岩美町地域福祉活動計画の推進

- 住民参加による地域の支え合い活動を推進していくために、地域の住民や各種団体が主体的に参加し、共通の目標をつくり具体的な活動内容をまとめ策定した、第3次岩美町地域福祉活動計画（計画期間：平成29年度からの5ヶ年）の推進と進行状況の管理を行う。

3. 生活困窮者自立支援制度の推進と各種相談・貸付事業の実施

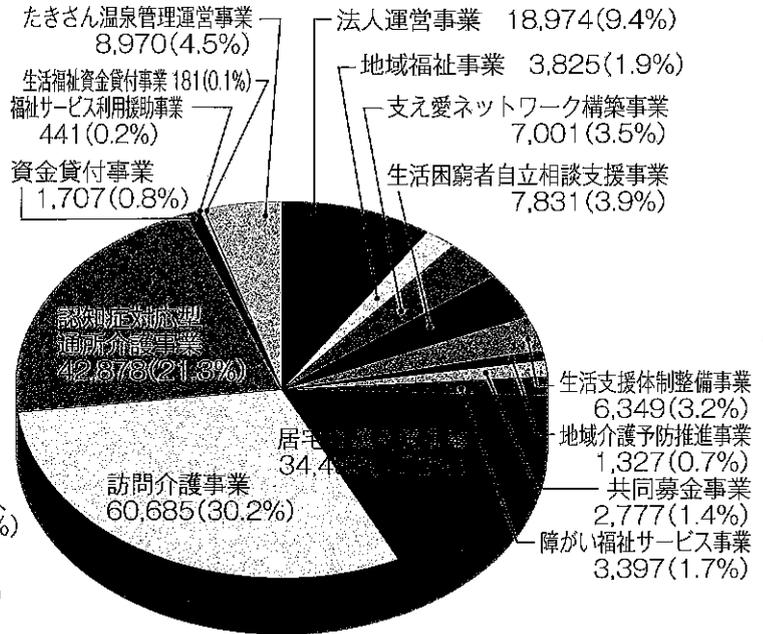
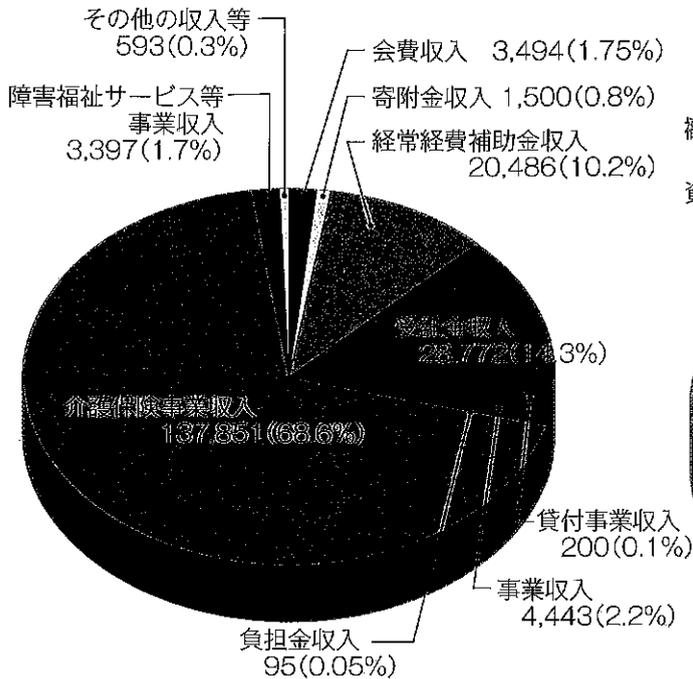
- 生活困窮者自立相談支援事業の推進
- フードパートナー事業の実施
- 各種相談・貸付事業の実施
 - ◇ 心配ごと相談所ならびに弁護士による無料法律相談所の開設
 - ◇ 生活福祉資金貸付事業の実施
 - ◇ 日常生活自立支援事業の実施

令和元年度 予算概要

[単位:千円]

収入 200,831千円

支出 200,831千円



令和元年度の

7. 介護保険事業の推進

- 居宅介護支援事業者としての事業推進
- 訪問介護サービス、認知症対応型通所介護サービスの提供と、総合事業に対応した体制づくり
- 低所得世帯への利用者負担の減免措置の実施
- 介護予防・生活支援サービス事業として自立に向けた介護サービスの提供

8. 障害福祉サービスの推進

- 障害者総合支援法に基づいた、ホームヘルプサービスの提供

9. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

- 介護予防拠点施設「たきさん温泉」の管理運営 (第3期:平成28年度~平成32年度(令和2年度))

6. 高齢者の自立健康生きがいつくりと介護予防事業の推進

- 住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援
- あったかハートサロン事業の推進
- ボランティアによる、ふれあい食事サービス事業の推進(月2回)
- 岩美町ふれあい福祉大会の開催
- 高齢者歩行補助用手押車と杖の購入助成
- 福祉用具貸出し事業の実施



令和元年度 社協会費納入のお願い

社協会費は福祉のまちづくりのための 貴重な財源となっています！



社会福祉協議会（略称：社協）は、全国の市町村に設置されている地域福祉の推進を目的とした民間の福祉団体（社会福祉法人）です。行政だけでは対応できないサービスの提供や住民の方々が取り組む地域福祉活動を推進しています。

地域福祉を進めるために、今年度も6月から町内の各地区自治会を通じて会費の納入をお願いさせていただきます。

社協の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

社協会費の種類

- 一般会費 ●年額《一世帯》1,000円
町内の全世帯をお願いしています。
- 賛助会費 ●年額《一口》1,500円
社協事業にご賛同いただける方をお願いしています。

社協会費を活用した 活動・事業の一部を ご紹介します！



住民支え合い活動の推進

見守りネットワーク活動支援事業を実施し、自治会または自主防災組織等が主体となって、支え愛マップ等の作成活動を通じ、要配慮者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等を行うことにより、地域の要配慮者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みを推進しています。

ボランティア活動の推進

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、充実したボランティア活動の推進を図ります。

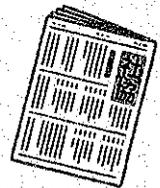
ボランティアセンターとして住民の皆さんが積極的にボランティア活動に参加できるような養成講座の開催、ボランティア活動の活性化に向けた情報提供や福祉教育の推進等の事業を展開しています。

食事サービス事業の推進

町内9地区の食事サービスボランティアグループと民生児童委員の皆さんに調理と配食をお願いし、ひとり暮らし高齢者等の方々に昼食弁当を月2回、お届けするふれあい型の食事サービスを行っています。また、ボランティアと利用者との交流を図ることを目的に会食会も行い、美味しい食事とふれあいを楽しんでいただいています。

企画・広報事業の推進

地域のこと、福祉のことについて住民の皆さんと一緒に考え、調査研究を行うとともに、社協だよりの発行（年4回）やホームページによる広報により、社協のタイムリーな情報発信の場として、常に最新の情報が提供できるよう更新を行うための費用として活用されています。



主な会費のつからぬ

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします！

テレビ電話で地域をつなぐ『^{がくしゅう}楽集ネットワーク』 機材無料貸し出しのお知らせ！



岩美町社会福祉協議会では、日本財団助成事業を活用し、高齢になっても地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目的として、ITネットワークを活用した、テレビ電話で地域をつなぐ新たなコミュニティの仕組みであるテレビ会議システム『愛称：^{がくしゅう}楽集ネットワーク』を構築し、平成29年度より運用しています。

このたび、このネットワークの一つの取り組みである岩美病院の健康相談を、参加を希望する地域に必要な機材を無償で貸し出し、身近な場所で病院専門職による健康相談が受けられる体制を整備し、令和元年度より開始いたします。

詳しくはお問い合わせのうえ、お気軽にお申し込みください。

- 【貸出機器】 必要機材一式（貸し出し可能なのは1回につき1地区ですので、ご希望に添えない場合もあります。）
 - 【開催会場】 町内9地区公民館で開催できます。
(ITネットワークの環境上、貸し出しは地区公民館に限ります。)
 - 【開催日時】 おおむね第2水曜日の15:00から1時間程度
 - 【機器設営】 機材の持ち込みから、設置、撤収までスタッフが行います。
- ※多数を対象とした健康相談で、個人を対象とした医療相談ではありませんのでご了承ください。

ふれあい・いきいきサロン活動情報！

ふれあい・いきいきサロンとは、『無理なく、楽しく』をモットーに、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的に、歩いて集まることができるくらいの小地域で、近くの集会所などを利用して活動されており、地域の介護予防の拠点としても機能しています。

体操をしたり、ゲームをしたり、お茶を飲みながらお話をしたりと様々な活動を行い、高齢者の方が寝たきりや認知症になる最大の原因である“閉じこもり”防止にも役立っています。社協ではサロンの立ち上げ支援や、活動助成金（上限額：年間2万円）等の運営支援も行っていますので、是非あなたの地域でも設立をご検討ください。

現在、町内には30か所のサロンがあり、どのグループも皆さん元気に活動しています。

地区名	サロングループ名	活動場所	地区名	サロングループ名	活動場所	
東	ふれあいサロン・ひがしはま	東コミュニティセンター	大 岩	いきいきサロンひなたぼっこ	大谷2区集会所	
	小羽尾お笑いサロン	小羽尾公民館		18日の集いサロン	大谷4区集会所	
	大羽尾いきいきサロン	東漁村センター		第4月曜日の集い	大岩交流センター	
浦 富	牧谷かきつばたサロン	牧谷公民館		本 庄	白ゆり会	岩本公民館
	西境サロン	会員自宅	本庄コスモス会		本庄地区公民館	
	いかいいなせんえい	せんえい集会所	太田むつみサロン		太田薬師堂	
	田 後	あさひ・びよんびよんサロン	なごみの館	小 田	広岡なかよしサロン	広岡公民館
		ひだまりサロン	なごみの館		二上なかよしサロン	岩常ゆめハウス
		荒砂サロン	浜浦富公民館	岩 井	荒金観音サロン	荒金公会堂
		宮島なかよしサロン	浜浦富公民館		岩井サロン オトコマエ!	老人福祉センター
かもめサロン	田後コミュニティセンター	岩井ゆかむりサロン	老人福祉センター			
日和山サロン	高齢者ふれあい会館	長谷女性やまびこ会	長谷公民館			
網 代	あじろカニカニサロン	網代女性会館	浦 生	ふれあい蕩々サロン白地	白地公民館	
	ちぞうだんだんサロン	大谷1区地藏堂		ふれあいサロン手仕事の会	横尾公民館	
大 岩				ふれあい・いきいき・かぶらしま	蕪島公民館	

お知らせ！

手押車・杖の購入費助成について

毎年好評で、たくさんの申込みをいただいているこの助成事業を、今年度も実施します。

この事業は、歩行補助器具「手押車・杖」を必要とし、身近に整えたいとお考えの方に購入費の助成を行い、屋外活動の支援をすることを目的に実施するもので、助成費は、町民の皆様からお寄せいただいた**赤い羽根共同募金**の配分金を資金源としております。

購入を希望される方は、下記によりお申込みください。



① 対象となる方	町内の在住者で、令和2年3月31日までに満70歳以上になられる方（昭和25年3月31日以前生まれ）であり、かつ過去10年以内に当助成を受けておられない方。		
② 個人の負担額	品名	助成額	個人負担額
	【手押車】 <small>※軽量でサビにくいアルミフレームです。</small>	10,800円	5,400円
	【杖】	1,158円	570円
③ 申込方法	印鑑持参で、社会福祉協議会受付窓口へおいでください。		
④ 申込期限	令和元年6月14日（金）		

シニアボランティア入門講座 ～あなたのやさしさを地域に～ 【参加費：無料】 好評の傾聴ボランティア講座と手話入門講座を開催します。

講座名等	開催日時	内 容
傾聴ボランティア講座 時間／10:30～12:00 会場／社会福祉協議会	【申込期限 6/21（金）】 《第1回》 6月30日（日）	【講 演】 講師：よなご傾聴しあわせの会 副代表兼事務局長 大田 淳氏 【演 題】「現代社会の中の傾聴ボランティアの大切さ」 相手の心をくみ取り、寄り添う、コミュニケーション能力の中で最も重要なスキルである「傾聴」を通じて、地域の人々を支えていく活動を行うために必要な基礎知識等を学びます。
	《第2回》 7月7日（日）	【講 演】 講師：よなご傾聴しあわせの会 副代表兼事務局長 大田 淳氏 【演 題】「実体験の気づきや学びからお伝えしたいこと」 講師が実体験を通して得られた様々な気づきから傾聴を学びます。
手話入門講座 時間／19:00～20:30 会場／中央公民館	【申込期限 7/3（水）】 《第1回》 7月10日（水） 《第2回》 7月17日（水）	【講 師】 いわみ手話サークル フレンズ・ユー 代表 堰本悦子さん 手話の初心者を対象に手話の基礎技術を学習するとともに、聴覚に障がいがある方への理解を深めることを目的に開催します。 手話は目で見える言葉。心を豊かにしてくれる言葉でもあります。皆さんお気軽にご参加ください。

※諸事情により内容等が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申 込 資 格	町内在住の方で、ボランティア活動に興味のある方。
申 込 み 先	岩美町ボランティアセンター（社会福祉協議会内）電話 73-5177 FAX 72-3811 （氏名・住所・連絡先等をお知らせください。）



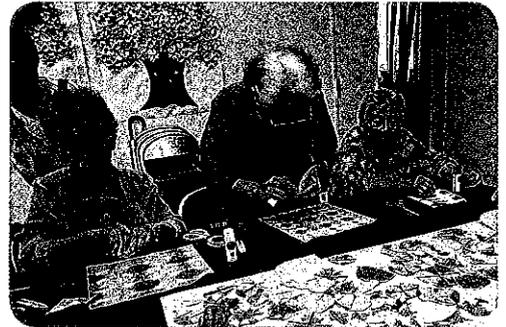
あったかハートサロン開設情報 ~いつまでも健康で~

◇岩美町社会福祉協議会では、町健康長寿課と連携を図り、高齢者の閉じこもり防止、介護や認知症予防活動の一層の推進を図るため、今年度も【あったかハートサロン】を開設しています。

「気軽に」「無理なく」をモットーに、楽しく語り合ったり、健康体操「玉手箱体操」や脳トレ、創作活動等を行い、いつまでも健康で生き生きとした生活を送っていただけるよう、参加者の皆さんと楽しく一緒に活動をしています。

下表のとおり各参加コースとも基本的に毎月2回開設をいたしますが、各参加コースの対象地区を設定し、送迎バスを運行しておりますので社会福祉協議会までお問い合わせのうえお申し込みください。

たくさんの方のお越しをお待ちしています！



会場	岩美町社会福祉協議会 会議室
日時	毎月第1・第3木曜日（祝日は休み） 【午前コース】午前10時～11時30分、【午後コース】午後2時～3時30分 6月…6・20日、7月…4・18日、8月…1日、9月…5・19日、10月…3・17日 11月…7・21日、12月…5・19日、1月…16日、2月…6・20日、3月…5・19日
日時	毎月第2・第4木曜日（祝日は休み） 【午前の部】午前10時～11時30分、【午後の部】午後2時～3時30分 6月…13・27日、7月…11・25日、8月…8・22日、9月…12・26日、10月…10・24日 11月…14・28日、12月…12・26日、1月…9・23日、2月…13・27日、3月…12・26日
参加費	お一人、1回につき、200円の利用負担金をいただきます。

弁護士による法律相談のお知らせ ~ひとりで悩まず、相談を~

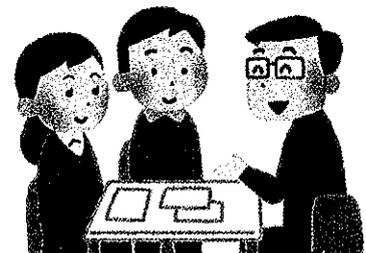
岩美町社会福祉協議会では、『弁護士による法律相談』を今年度も開設いたします。

住民の皆さんに幅広い相談体制を提供することを目的に、相続・離婚・金銭・土地・財産・家庭内のもめごとに弁護士が相談に応じます。相談日及び内容は、下記のとおりですので気軽にご相談ください。

相談日	◎第1回目 令和元年 6月19日（水）
	◎第2回目 令和元年 8月21日（水）
	◎第3回目 令和元年10月 2日（水）
	◎第4回目 令和元年12月 4日（水）
	◎第5回目 令和2年 2月19日（水）
相談時間	午前9時～午後0時まで（1人当り30分間程度）
予約方法 （事前予約制）	窓口へ直接おいで下さい。（電話による方法も可） それぞれ相談日の15日前から受付を行い、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
相談方法	来 所（弁護士による面談）
相談場所	岩美町社会福祉協議会 相談室
相談料	無 料

プライバシーは堅く
保護されます。

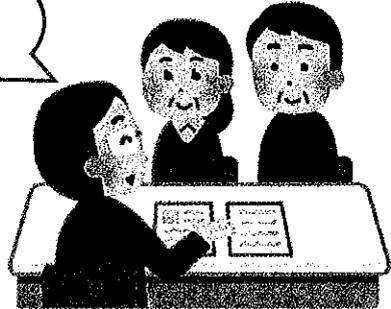
※都合により開設日を変更することがありますので、ご注意ください。



あなたを支えます！『生活困窮者自立支援制度』

新たな一歩に向けて、
一緒に解決の道を探します

一人で悩まず、
まずは、ご相談
ください。



この制度は、様々な事情により生活が困難になっている方に対し、お一人おひとりの状況に応じたサポートをすることで、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

本協議会では、岩美町より委託を受け、行政、関係機関等と連携を図りながら自立に向けた支援を行っています。

相談の流れ

まずは、困っていることをお聞かせください。
就労や家庭、心身のことなど、抱えている問題を相談員が広く伺います。

課題
整理

ご相談の中で、課題を一緒に整理していきます。
あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。

プラン
作成

課題解決に向けた目標を立て、具体的なプランを一緒に作成します。
あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう自立に向けたプランを作成します。

一緒に
取り組み

プランに沿って取り組み、ひとつずつ課題を解決します。
あなたの問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。

**就職や家計収支の改善などを通じて
継続的な生活の安定・自立を目指しましょう！**

相談に関するQ&A

Q 相談できる人はどんな人？

A 岩美町にお住まいで、就職、住まい、家計等の暮らしに悩みを抱え、経済的に困りの方なら、どなたでもご相談できます。ただし、生活保護受給中の方は対象外です。

Q 相談に費用はかかりますか？

A 相談については一切無料です。安心してご相談ください。

Q 仕事のあっせんはしてくれるの？

A 仕事のあっせんは行いませんが、専門の相談員とハローワーク等の関係機関と連携し、仕事探しをサポートします。

相談
窓口

岩美町福祉課地域福祉係 TEL: 73-1333
岩美町社会福祉協議会 TEL: 72-2500

相談
日時

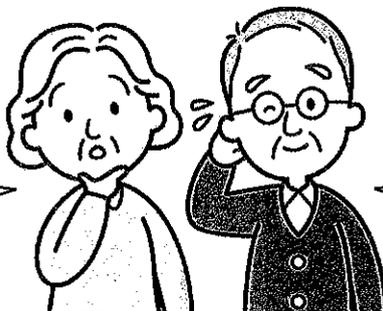
月～金曜日(休日を除く)
8:30～17:15

暮らしの安心をお手伝い 『日常生活自立支援事業』

この事業は、日常生活を過ごしていく中で、判断に不安を抱える高齢者や障がい者の方が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用に関する手続きや毎日の暮らしに欠かせない金銭管理のお手伝いをする事業です。

こんなことでお困りではありませんか？

- 書類の手続きの仕方がわからない。
- 公共料金や医療費等の支払が一人ではできない。



- 通帳や大切な証書をなくしてしまう。
- 福祉サービスを利用したいが、利用方法がわからない。

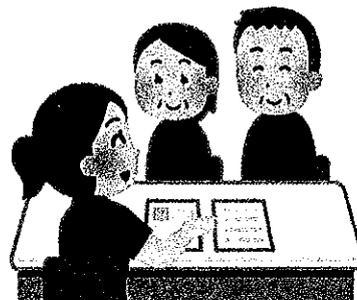
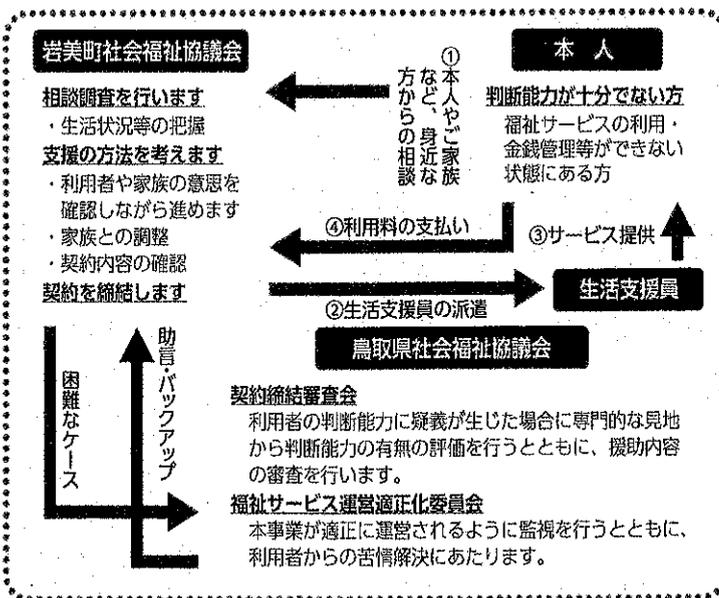
◆主なサービスの内容

サービスの種類	サービス内容等	ご利用料金
福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの手続きの援助 ・福祉サービスの利用料の支払い 	1時間以内 / 1,200円 (以降30分ごとに600円)
日常的な金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・病院への医療費の支払い手続き ・公共料金の支払いの手続き 	
書類等の預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の通帳 ・証書(年金証書・保険証書等) 	月額 / 200円

※ただし、生活保護世帯は無料です。

◆本事業の利用申込や手続き方法

ご利用は、下の図に記載のとおり、①～④の流れに沿って行われ、相談(無料)からサービスの提供まで、社会福祉協議会がお手伝いいたします。なお、ご本人以外の身近な方(家族等)を通じてのお問い合わせにも対応します。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先
岩美町社会福祉協議会 総務福祉課
 月曜～金曜(休日を除く)
 8:30～17:30
 TEL 72-2500



見守りネットワーク活動支援事業のご案内

～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～

●見守りネットワーク活動支援事業とは？

地域の見守り活動・支え合い活動を強化したい、自治会・自主防災組織等を応援する事業です。

○本事業は、自治会または自主防災組織等が主体となって、支え愛マップ等の作成活動を通じ、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等を行うことにより、地域の要配慮者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みを推進することを目的に行うものです。

助成対象経費等

- 募集件数・・・10 住民組織（応募多数の際は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください）
- 助成する金額・・・総活動費の10分の10とし、上限3万円まで
- 対象経費
 - ・報償費（例：研修会、講習会の講師に支払う謝礼など）
 - ・旅費（例：講師を招くための旅費など）
 - ・需用費（例：支え愛マップ作成、見守り・支え合い体制の仕組みづくりに必要な消耗品費、印刷製本費など）
 - ・役務費（例：支え愛マップ作成、見守り・支え合い体制の仕組みづくりに必要な通信運搬費、保険料など）
 - ・使用料及び賃借料（例：研修会や講習会を開催する際の会場借上料など）
 - ・備品購入費（例：災害発生時を想定した要配慮者の避難支援にかかる必要な資機材の購入など）

また、昨年度もそれぞれ地域の実情に合わせた内容でご活用いただきましたので、その一部を紹介させていただくとともに、皆さんのお住まいの地域で参考にさせていただき、取り組みについては是非前向きにご検討ください。

●大谷地区● 『大谷自治会自主防災会 役員研修会』



取り組みのきっかけ・・・大谷地区では、以前から自主防災会を中心に地区防災計画や防災マニュアルの作成等、町内でも先駆的な活動に取り組んでこられました。今回は、毎年のように日本各地で発生している自然災害からの避難に備え、住民同士の日頃からの見守りの重要性について理解を深めるとともに、自助、共助による地域防災力の向上を目的に研修会を開催されました。



研修会の成果・・・講演では災害や防災についての基礎知識を学ぶ中で、被害の防止、軽減を図るための適切な行動を学ぶことができました。また、当日は全体会、分科会あわせ約70名の役員等の皆さんにお集まりいただき、たくさんの方々と意見交換等を実施したことで、日頃の見守りや支え合い活動の原点となる住民同士のつながる場としても大変有効な研修会となりました。

※申請についての詳細はお気軽に下記問い合わせ先までご連絡下さい。

申込み・問い合わせ先：岩美町社会福祉協議会 総務福祉課（電話72-2500）



ヘルパー通信



あじさいの花も咲き始め、梅雨の季節になりました。皆さま元気でお過ごしですか？

これからの季節は気温が上がるにつれ、湿度も高くなり、食中毒が起こりやすくなります。夏場は菌が繁殖しやすいだけでなく、身体の抵抗力や免疫力も低下してきます。このため、食中毒を予防するには、気をつけるべき『3原則』を守る事が大切です。

そこで今回のヘルパー通信は、**食中毒について** です。

1. 菌をつけない ～清潔・消毒～

・手洗いはしっかりしましょう

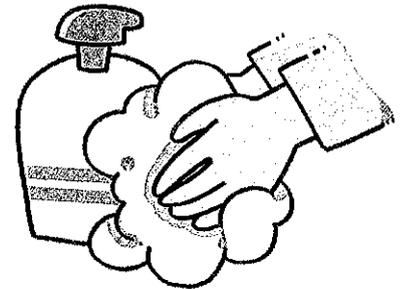
手洗いは、食中毒予防の第一歩。汚れが残りやすいポイント（指先、指の間、親指のまわり、爪、しわ、手首）を意識して時間をかけてしっかり洗いましょう。

・調理器具は清潔にしましょう

調理器具はよく洗ってから、熱湯や漂白剤で消毒し、乾燥させて保管しましょう。また、まな板や包丁は、「肉用」「魚用」「野菜用」など食材ごとに使い分けましょう。

・食材は分けて保管をしましょう

生の肉や魚は、他の食品に触れないように、容器に入れたり、ラップに包むなどしましょう。



2. 菌を増やさない ～迅速・冷却～

・調理済の食品はすぐに食べましょう。また、余ったものは冷ましたあとすみやかに冷蔵庫で保管し、なるべく早く食べきりましょう。

・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保ちましょう。冷蔵庫の詰め過ぎは冷却効率が悪くなるので、7割を目安にしましょう。



3. 菌をやっつける ～加熱～

・中心温度75℃以上1分間以上を目安にしましょう。

・味噌汁やスープは沸騰させ、温め直しをしましょう。冷蔵、冷凍保存した食品は早めに再加熱して食べるようにしましょう。また、臭いや傷みが気になる食品は、食べずに処分することも大切です。

以上、食中毒予防の3原則「菌をつけない・増やさない・やっつける」を守り、これからやってくる暑い夏を乗り切りましょう！



次回のヘルパー通信は、「座ってできるストレッチ」を紹介しようと思います。ぜひご覧ください。

岩美町社協
訪問介護事業所

◎利用日：日～土曜日（1月1日を除く。但し、希望があるときは対応します。）

◎利用時間：午前8時30分～午後5時30分

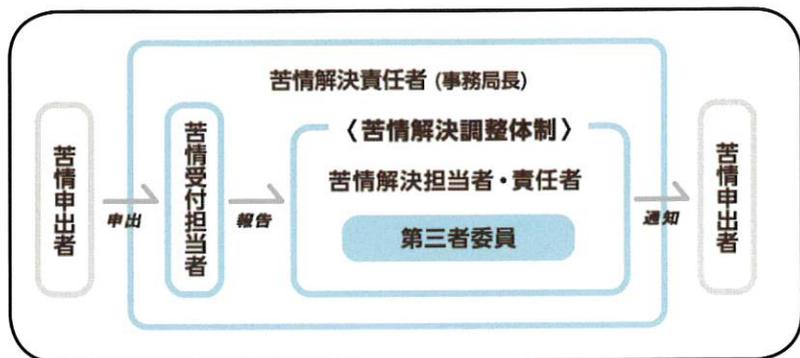
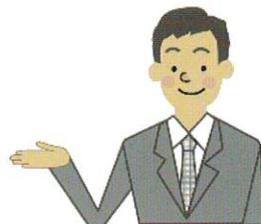
◎所在地：岩美町浦富645 ◎電話：72-2500 ◎FAX：72-3811

福祉サービス苦情解決制度「第三者委員の紹介」

現在、福祉サービスは、必要なサービスを自分で選んで利用する仕組みへと変わっています。

しかし、自分で選んだサービスが事前に説明を受けていた内容と違っていたり、職員への対応に疑問や不満を感じていたりすることがあるかもしれません。そうしたことから安心してサービスを利用するために福祉サービスに関する苦情解決制度があります。

岩美町社会福祉協議会では、社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が実施する事業について利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情受付担当者及び苦情解決責任者にあわせ、公正・中立な立場から苦情解決に関わっていただく「第三者委員」を設置しています。



その「第三者委員」には、岩美町民生委員・児童委員の城戸千鶴子さん(浦富)と本協議会監事の中島美明さん(長谷)に就任いただいております。

福祉サービスについての困りごとや悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。

4月	3月	2月	住所
			寄付者氏名
			故人名
			続柄

社協へご寄付

平成31年2月～平成31年4月 (敬称略)

社会福祉事業に役立ててくださると篤志のご寄付をいただきました。

【介護用品】

◎ 匿名

ご寄付をいただきました皆様、誠に厚くお礼申し上げます。

